

○中国地方整備局告示第七十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和四年八月二十五日

中国地方整備局長 森戸 義貴

第1 起業者の名称 岡山県

第2 事業の種類 一級河川高梁川水系高梁川中流部改修工事（日羽地区・左岸：岡山県総社市日羽字明見地内から同市日羽字早苗田地内まで）及びこれに伴う一般国道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 岡山県総社市日羽字明見、字浜、字下村、字早苗田、字高田、字尾羽田、字上町田及び字町田地内
- 2 使用の部分 岡山県総社市日羽字明見、字浜、字下村、字早苗田、字高田及び字尾羽田地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一級河川高梁川水系高梁川中流部改修工事（日羽地区）及びこれに伴う一般国道付替工事」（以下「本件事業」という。）は、岡山県総社市日羽字明見地内から同市日羽字カジ谷地内までの一級河川高梁川水系高梁川（以下単に「高梁川」という。）左岸の延長1.6 kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画とする河川改修工事及びこれに伴う一般国道付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一級河川高梁川水系高梁川中流部改修工事（日羽地区）」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関係する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される一般国道の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に規定する一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本体事業については、河川法第9条第2項の規定により、一級河川の部分の存する

都道府県を統轄する都道府県知事は、国土交通大臣が指定する区間内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部を行うこととすることができることとされており、本件区間は昭和 42 年 5 月 25 日付けで指定区間に指定されていることから、また関連事業については、その施行に際し必要な道路管理者等の同意を得ており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者である岡山県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

高梁川は、その源を岡山県と鳥取県との県境に位置する花見山に発し、岡山県新見市において熊谷川、西川、小坂部川等の支川を合わせて南流し、高梁市において成羽川を、倉敷市において小田川をそれぞれ合わせて瀬戸内海の水島灘に注ぐ、幹川流路延長 111 km、流域面積 2,670 km²の一級河川である。

高梁川は、河口部周辺には全国屈指の規模の石油・鉄鋼等の工場が集積する水島臨海工業地帯が形成され、下流部には倉敷市や総社市の市街地、中上流部には高梁市や新見市の市街地を擁する治水上重要な河川であるが、その流域は梅雨前線や台風によって、たびたび洪水に見舞われており、昭和 47 年 7 月洪水では高梁川流域で家屋の床下・床上浸水 11,727 戸、うち中上流部は 3,921 戸の大きな被害が発生し、平成 18 年 7 月洪水では床下・床上浸水 3 戸、浸水面積 0.5 ha の被害が発生した。

高梁川の治水対策は、平成 19 年 8 月に策定された「高梁川水系河川整備基本方針」に沿って、平成 26 年 5 月に策定された「一級河川高梁川水系中上流ブロック河川整備計画」（以下「整備計画」という。）に基づき、「整備計画目標流量 4,900 m³/秒（平成 18 年 7 月洪水相当）」（以下「目標流量」という。）を安全に流下させることを目標に築堤等の河川整備を順次実施してきたところである。

このような中、本件区間において、平成 30 年 7 月豪雨により、洪水位に対して堤防高が低く、無堤箇所もあったことから、越水や溢水等により背後地が浸水し、浸水面積 52 ha、全壊住家 41 棟、半壊住家 70 棟、一部損壊住家 4 棟や一般国道 180 号の冠水及び通行止め、JR 伯備線の運休など甚大な被害が発生した。こうした被害を踏まえ、高梁川の河川整備に当たっては、令和 3 年 10 月に変更された整備計画に基づいて、平成 18 年 7 月洪水と同等の出水に対する人家等浸水被害の解消と、平成 30 年 7 月洪水と同等の出水に対する人家等浸水被害の軽減を目標に整備を実施することとしている。

本件事業は、平成 30 年 11 月に河川災害復旧等関連緊急事業として事業採択を受け、緊急的に河川改修を行うものであるが、本件事業の完成により、流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い本件区間において、流下能力の向上が図られ、目標流量を安全に流下させることが可能となり、平成 30 年 7 月豪雨の洪水相当の出水に対して越水させない堤防高が確保されることなどから、洪水時における浸水被害の軽減に寄与し、流域住民の生命及び財産の保全に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認

められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和2年3月に、同法等に準じて任意で工事実施に伴う騒音及び振動等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、振動については法令により定められた基準等を満足するなどとされており、建設機械の稼働に係る騒音等については法令により定められた基準等を超える値が見られるものの、防音シートの設置等により基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとし、さらに、必要に応じて低騒音・低振動型機械を使用し、周辺的生活環境に配慮しながら工事を実施することとしている。

また、上記調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているオヤニラミ及びカジカ中卵型、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているアカザ、準絶滅危惧として掲載されているアカハライモリ、トノサマガエル、ドジョウ、コオイムシ、クロゲンゴロウ、モノアラガイ及びキベリマメゲンゴロウその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているニッケイが確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響が極めて小さいとされている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されておらず、本件事業の工事の実施に当たり遺跡等が確認された場合は、起業者は速やかに岡山県教育委員会と協議の上、必要に応じて適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、本件区間において堤防嵩上げ等の河川改修を行う事業であり、その事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、堤防嵩上げ案（申請案）及び引堤案の2案による検討が行われており、両案を比較すると、申請案は、低水護岸の施工時に施工範囲の締め切り、排水が必要となることから施工性は劣るものの、現況河道の改変を最小限にとどめることができることから河川環境に与える影響が小さいこと、取得必要面積が少ないこと、事業費が低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、洪水による浸水被害の危険性が極めて高い本件区間において、流域住民の生命及び財産を保全するため、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、高梁川の沿川自治体の長である総社市長より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

第 5 法第26条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 岡山県総社市役所